

○高松市道の駅源平の里むれ条例

平成18年9月25日条例第70号

改正

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市道の駅源平の里むれ条例

(設置)

第1条 観光及び地場産業の振興並びに道路利用者の利便性の向上に資するため、高松市道の駅源平の里むれ（以下「道の駅」という。）を高松市牟礼町原631番地7に設置する。

(事業)

第2条 道の駅は、前条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 別表に掲げる道の駅の構成施設の運営に関すること。
- (2) 地場産品に触れ合う場の提供に関すること。
- (3) 道路利用者への休憩の場の提供に関すること。
- (4) 地域の情報発信に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の設置目的を達成するために必要な事業

(利用の制限)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、道の駅への入場を拒み、又は道の駅からの退場を命ずることができる。

- (1) 道の駅内の秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 道の駅の施設・設備等（以下「施設等」という。）を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、道の駅の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第4条 道の駅の入場者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第5条 道の駅の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

- (1) 道の駅の平等な利用が確保されること。
 - (2) 道の駅の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、道の駅の効用を十分に発揮するとともに道の駅の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
 - (4) その他道の駅の設置目的を効果的に達成するため市長が必要と認める基準
- 3 前項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 4 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定することが適当であると市長が認める特別の理由がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「法人その他の団体」とあるのは、「第4項に規定する法人又は公共団体若しくは公共的団体」とすることができる。
- 5 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 第2条の事業に関する業務
 - (2) 入場の拒否及び退場の命令に関する業務
 - (3) 道の駅の維持管理その他の規則で定める業務
- 6 第1項の規定により道の駅の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第3条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。
- 7 指定管理者は、法令、条例及び条例に基づく規則並びに市長の定めるところに従い、道の駅の管理を行わなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第5条第2項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。（平成19年高松市規則第58号により、平成19年8月4日から施行）

別表（第2条関係）

道の駅の構成施設
(1) 物産販売所

- (2) レストラン
- (3) 休憩所
- (4) 情報発信コーナー
- (5) その他附帯施設